

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	100
支出年月日	平成 29年 7月 16日
支出項目	調査研究費 研修費 （広報費） 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

発送日 17年07月16日 個数：5

送り状 兼代引金額領収書

お届け先 山田みち子 京都府向日市森本町野田3-1 株式会社プリントバック TEL0120977920	代引金額（消費税別） ¥44,440 消費税等 ¥3,292 上記代金を領収致しました。 領収日 年 月 日	80 サイズ 100 サイズ 140 サイズ
品名・荷姿 【印刷物】あしたからの風101号 10000 部 手紙同封 冊ヨビ同封 土・日・祝を含め何曜日でも受取可	佐川急便問合せ TEL093-434-8888	印刷税申告納 付につき下京 税務署承認済

領収書発行所 佐川フィナンシャルズ株式会社 東京都港区新橋1-8-10
 郵便代行所 佐川急便 京都市向日市森本町野田3-1

$$\underline{\underline{¥44,440. -}} \times 0.9 = \underline{\underline{39,996}}$$

支出内容 (按分の計算方法)	議会報告「あしたからの風」印刷代 請求書はありません。	¥39,996.-
その他		

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

山田



あしたからの風

2017. 7

「あしたからの風」は、芦屋市議会議員 山田みち子の議会だよりです。
芦屋市政や議会に関する疑問、ご意見、ご要望などお聞かせください。

新しい議会の体制

議長 畑中俊彦
副議長 湯山和也
阪水議員 松木義昭
監査委員 重村啓次郎

☆総務常任委員会
委員長 岩岡りょうすけ
副委員長 前田辰一
委員 山田みち子・重村啓次郎
湯山和也・中島かおり・森しずか

☆民生文教常任委員会
委員長 平野貞雄
副委員長 寺前尊文
委員 福井利道・長野良三
松木義昭・徳田直彦・長谷基弘

☆建設常任委員会
委員長 大原裕樹
副委員長 中島健一
委員 福井美奈子・畑中俊彦
ひろせ久美子・いとうまい
田原俊彦

☆議会運営委員会
委員長 福井美奈子

一般会計補正予算から



公設防火水槽の更新

50年以上経過している19基の防火水槽を調査したところ、川西運動場の防火水槽が、著しく劣化していたため、更新します。市債1千790万円
一般財源5千円
(消防防災施設整備事業債)

学童保育

精道幼稚園施設を利用して委託により、「夏季休暇学級(ひまわり学級のぞみ)」を、主に待機児童を対象に開設します。

学校休業日における開会時間を、条例改正の後、夏季休暇より午前8時30分から8時の開始に変更することになりました。

(芦屋市学童保育保護者連絡会が、長年要望され、平成28年11月28日に付で、議会に出された請願(第9号)の採択の効果です。しかし、3月31日の開会については調整中で、来年の見直しになるようです。)

参考にするため、山田みち子が毎月読んでいる冊子です。



100-2

議員提出議案第17号 任期
平成31年6月10日に本気が満了することとなる芦屋市議会の任期満了による選挙により選出される同議会の議員の任期を定めることについて

平成31年6月10日に任期が満了することとなる芦屋市議会の議員の任期満了の日は、平成35年4月30日とする。

阪神・淡路大震災から22年でようやく国会で特例法を成立させることが出来たのを受けて、6月9日本会議開会日に、全員一致で議決をしました。二年後の選挙で選ばれた芦屋市議会の議員の任期が特例法によって4年未満になります。

富田碎花旧居の整備について

珈琲の香りが必ず 流れる
芦屋の手紙の 海からの風

富田碎花

富田碎花旧居のリニューアルとイベントの予定は大変嬉しいことでした。私は、富田碎花旧居のリニューアル前に、手入れが殆どなされていない状態に心を痛めていました。また、富田碎花旧居の耐震工事を数年前から、予算要求をしているのに予算がつかないという訴えも聞いていました。(主には、入口の門の瓦の一部分と、雨戸二か所の修理と、下水に関すること)

その後の調査で、私が、決算特別委員会で指摘した西側の雨戸は、くぎ打ちによって修理されていたりましたが、見学者が上がり降り、あるいは腰を掛けて庭を眺めて長い時間を過ごされるといふ場所の雨戸の修理は、なされていませんでした。管理人さんは、富田碎花を理解し、暮しの中に自然を取り入れ、花を愛でていた富田碎花の追体験ができるようにと、お庭の手入れに工夫されておられました。

質問

管理計画と予算化の関係について、お伺いします。

市長答弁

この度の富田碎花旧居の整備は、耐震化等の必要な改修範囲を検討し予算化したもので、引き続き適切な保全と活用を図ってまいります。

質問

南側の雨戸の開け閉めに丸い木のお箸を器用に使用しておられました。網戸もこのままでいいのかな?とも思いました。耐震工事と普通の管理に伴う修理費は性格が違うということは理解できます。しかし、耐震工事を進めると決定した後でも、明確に差別化する必要があったのか理解に苦しみます。リニューアルオープンにふさわしくない状況であったことは、間違いないと思います。何らかの齟齬があったのか、システム上に問題があったのか、お伺いします。

教育長答弁

富田碎花旧居の整備につきまし

では、毎年度必要に応じて施設補修費を予算計上しております。平成27年度については、耐震工事補強工事に併せて関係者で協議の上、その他の施設補修も含めて予算化し、工事を行いました。雨戸については、現在、一部開け閉めができにくくなっており、網戸も含め対応してまいります。今後、皆様に愛される旧居であるよう、施設の維持管理について、細心の注意を払ってまいります。



2回目からの展開

予算の組み方についての明確な答弁は避けられていましたが、基本的に、質問の目的は果たしていると判断しました。

二回目からの質問では、社会教育部長とのやり取りになりました。資料の提示を申し出ていなかったため、雨戸などが外れそうになっている現場の写真を手元に置きながら、詳しい説明を加えて、敷居が下がっている原因である礎石に言及し、バックヤードと考えられている裏庭も含めた対応をお願いして、質問を終えました。



市立芦屋病院について

地域包括ケアシステムという、介護予防、居宅介護、介護保険事業に関心が集中するのは当然かもしれませんが、医療・看護など医療分野のかかわりも重要な支えであり課題だと思えます。在宅介護の問題点へのかかわりも見えてきます。医療と介護がシームレスにつながるために、しっかりとした医療基盤があることが必要だと思えますし、芦屋市内における医療基盤の中心に、適正な料金で適正な内容の医療を提供する芦屋病院の存在が必要だと考えています。ひと昔前には、一般会計からの繰入金が大きく問題にされていましたが、少子超高齢化時代を迎え地域医療の確保の重要性が示されて来ています。市民の健康維持により、医療保険や介護保険料の抑制にまで視野を広げた市民サービスとしての医療に、一般会計を繰り入れるという意識も重要であると考えています。総務省は、繰り出し金額の積算基準を3種類示しています。

質問

芦屋病院への繰り出し積算方法について、お伺いします。

市長答弁

公営企業の独立採算の原則を踏まえつつ、総務省通知による繰り出し基準に基づき、対象経費の全てを繰り出していきます。繰り出し額は芦屋病院の実態に応じて、その対象となる各経費を積算しているところです。芦屋病院は質の高い医療を提供する地域中核病院として必要な施設であり、引き続き経営状況を踏まえながら適切に支援してまいります。

質問

在宅医療について、芦屋病院の考え方、また、かかりつけ医との関係構築等の周辺事情についてお伺いします。

病院事業管理者

かかりつけ医との連携を密にし、安心して自宅生活がおくれるように後方支援病院の役割を担ってまいります。訪問看護認定看護師や社会福祉士等5名配置し、

早期在宅復帰に取り組んでおります。かかりつけ医との関係構築は情報共有等に努め、被紹介率が増加している等、関係構築できていると考えています。

質問

西宮市立中央病院と県立西宮病院の統合後展望について、「むこねっと」参加による効果、「芦っこメディカルリンク」の活用現状についてお伺いします。

病院事業管理者

2病院統合後の情報はありますが、周産期ネットワークをはじめとした連携強化を更に進めてまいります。「むこねっと」参加により、阪神南北医療圏域に置いて円滑な診療による効果があつたと考えています。「芦っこメディカルリンク」については利用拡大に努めてまいります。

この度、芦屋病院の質問をするために、総務省の平成27年度地方公営企業年鑑統計資料「病院事業」の「経営主体別・規模別自治体病院数一覧を始めるに様々な統計表を見て、大雑把ではありますが、全国の自治体病院の中での芦屋病院の把握を試みました。

また、自治体病院を評価する経営指標について、病院の財務状況は、医療体制を含めた経営の結果であるため、人的、物理的などの総合的な医療体制を改善が、経営改善に繋がるとも言えます。現実として、収益を改善させた病院は、医師研修に実績のある病院や医師の労働環境・待遇改善を行ってあります。以上の視点から多くの質問をさせていただき、丁寧な答弁をいただきました。その中から選んでご報告します。

質問

芦屋病院は、医師の時間外勤務手当の欄が空欄になっていきます。兵庫県の病院をざっと見てみますと、時間外勤務手当を出しているところが大勢を占めています。しかし、宝塚市民病院、川西病院、三田市民病院等（10病院程）が、芦屋病院と同じく時間外を出していません。出していない理由について、お伺いします。

病院事業管理者

当院においては職員の構成上、支給対象となるものが元来少なく、平成27年度においては支給実績がなかったものであります。（名ばかり管理職ということもないと確認させていただきました。）

平成28年第1回診療報酬調査専門組織DPC評価分科会資料より作成された兵庫県内自治体病院機能評価係数Ⅱの表を、見てみますと、市立芦屋病院は、目録に属し、群内順位1161でした。この機能評価係数Ⅱの分折によって、医療提供力を上げ、結果として収益向上につながるというところのようです。

質問

機能評価係数Ⅱについての分析、機能評価係数Ⅱを上げるための努力、最近の診療報酬加算の状況、及び今後の加算取得についてお伺いします。

病院事業管理者

DPC制度は急性期病院における診療データを一定基準の基に根拠のあるデータとして集約可能となり、疾病ごとの検査などの医療資源投入量を病院ごとに把握することが可能になるもので、医療の標準化につながるものと考えられております。DPC係数には機能評価係数以外に、病院の基礎係数、施設基準、機能評価係数Ⅰ、暫定調整係数を加えた合計で構成されており、当院は平成29年6月現在1、27

57となっており、断らない救急で救急医療指数、血液・腫瘍内科の専門的医療による複雑性指数に於いて高い評価をいただいています。一般的に大病院に有利な指数においては低い数値になっていると分析しております。救急医療の充実の他、後発医薬品指数アップの見通しがあり90%を目指しています。加算取得については、地域医療支援病院の取得や7体1看護体制などにより、機能評価一も含めた機能評価係数全体での係数確保を進めてまいりたいと考えております。

質問

事務局の専門性の確保についてのお考えをお伺いします。

病院事業管理者

平成21年4月より地方公営企業法全部適用とし、人材確保に努めた現在、11名の医療専門事務職を採用（診療情報管理士2名診療報酬請求事務能力認定試験合格者2名）しており、今後必要な資格取得に向けた支援を行い複雑化する診療報酬に対応できるように努めてまいります。

質問

累積欠損金が発生するのは、公営企業法に欠陥があるとの説があります。累積欠損金の考え方を伺います。

病院事業管理者

経営改善を進め、累積欠損金の増加を抑え、将来的には単年度収支を黒字化することで、その減少を目指す考えであります。

質問

院内開業による「耳鼻咽喉科」の設置について、HPでの募集以外に、どのような努力をされておられるのか、伺います。

病院事業管理者

問い合わせがあったものの実際の応募に繋がっておらず、兵庫医科大学の協力の下で応援医師による外来診療を行っています。今後も募集を行ってまいります。

質問

市内医院との連携を印象付ける病院HPの工夫をされてはどうでしょうか。お考えを伺います。

病院事業管理者

現在、地域連携に関する記載は医療関係者向けのページのみに掲載しているため、市民や患者の皆さんに広くお知らせできるような一般向けのページにも掲載してまいります。

6月15日発行の広報あしや臨時号では、お知らせがありました。

全国の自治体病院の状態を調査した結果、経営に真摯に向き合っておられることがよく解りました。独立法人化した自治体病院の動向はわかりにくく、比較することは出来ませんでした。しかし、民営化や、指定管理での結果は、裏目に出ていることが解りました。自治体病院が地域にあることで、医療費が抑えられるという傾向も、しっかりと見て取れました。病院が多い阪神間で、芦屋病院を活用し支えるという考え方もあります。ご協力を！

第3回定例会は

9月4日から10月5日
一般質問は、13日から
15日の予定です。

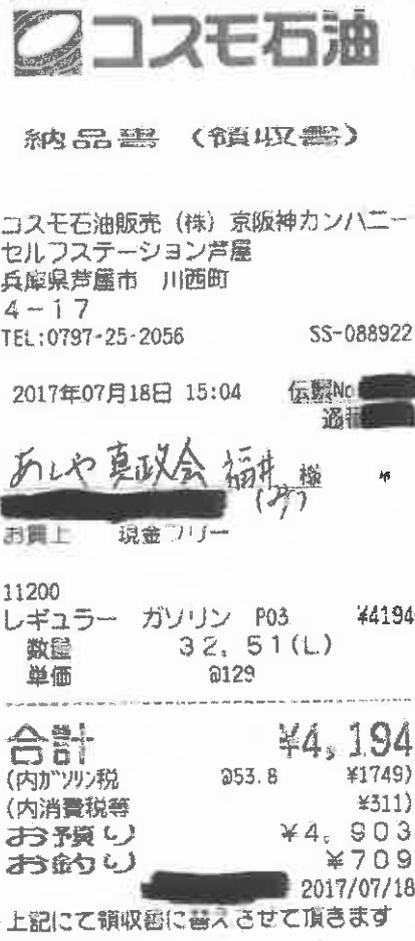
編集後記

◎ 豪雨被害から教えられることは、大気温度や海水温度の上昇による気候変動現象が、私たちの暮らしと連動してきたということです。暮らしの知恵を働かせて生活スタイルを見直し、熱エネルギーの放出を抑えたいと思います。基本は、やはり衣食住ですが、都市設計というハードなまちづくりも重要だと思います。

◎ 芦屋市の政策の進め方に問題があるという声が、議会内外にあることは否めません。私は市民参画協働という言葉がなかったころから、市民とのパートナーシップを提唱し得意分野を生かしながらまちづくりに参画してきました。自立し、自律の下で対案との突合せを行う事例を作ってきましたし、他事例も見せていただきましたし、今も見えています。いくつかの萌芽もあるようです。為政者の政治的判断に寸鉄をうちこむ議会のあり方と、議員のあり方、覚悟のある市民や市民団体との連携、背景にある事象を見逃さず見据えて判断し、進みたいと思います。

発行：山田みち子 自宅〒659-0066 芦屋市大槻町3-8 TEL&FAX 0797-23-2066 携帯 090-6826-6996
所属会派：あしや真政会 Email:yamada.michiko@ashiya-council.jp HP:http://yamadamichiko.com

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	101
支出年月日	平成 29 年 7 月 18 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 <p>納品書 (領収書)</p> <p>コスモ石油販売 (株) 京阪神カンパニー セルフステーション芦屋 兵庫県芦屋市 川西町 4-17 TEL:0797-25-2056 SS-088922</p> <p>2017年07月18日 15:04 伝票No. [REDACTED] 通帳 [REDACTED]</p> <p>あしや真政会 福井 様 お買上 現金払い</p> <p>11200 レギュラー ガソリン P03 ¥4194 数量 32.51(L) 単価 0129</p> <p>合計 ¥4,194 (内ガソリン税 053.8 ¥1749) (内消費税等 ¥311) お支払い ¥4,903 お金引き ¥709 2017/07/18 上記にて領収書に替えて頂きます</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	ガソリン代 $4194 \times 0.5 = 2097$
その他	

* まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

* 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	102																
支出年月日	平成 29年 7月 18日																
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用明細</p> <p><small>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</small></p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥19,440</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥108</td> </tr> </table> <p>お受取人は [REDACTED] 銀行</p> <p>〒 [REDACTED] [REDACTED] イッパノソウヤタソホツソ ニホクイイキ ヨウカイソウサイホソフ 様 お振込人は ヤマタ ミチコ 様</p> <p>お取扱日 29. 7. 18 電信振込</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>SMBC</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">¥19,548</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 40%;"> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥19,548. -</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">時刻</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">12:23</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">5442</td> </tr> </table> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">三井住友銀行</p> </div> <div style="width: 20%; text-align: right; font-size: 0.8em;"> <p>印紙税申告納 付につき領町 税務課及認済</p> </div> </div>		お振込金額	¥19,440	振込手数料	¥108	年	月	日	時刻	29	7	18	12:23				5442
お振込金額	¥19,440																
振込手数料	¥108																
年	月	日	時刻														
29	7	18	12:23														
			5442														
支出内容 (按分の計算方法)	セミナー 7月21日 8月2日																
その他																	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

〒659-8501
兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市議会
あしや真政会
山田 みち子 様

ご請求先
芦屋市議会 様

一般社団法人 日本経営協会
関西本部長 山田 [REDACTED]
〒550-0004 大阪府大阪市西区細本町1-8-4
大阪科学技術センタービル
TEL 06-6443-6962 FAX 06-6441-4319
関西本部 企画研修G
担当者: [REDACTED]

請 求 書

本会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
下記のとおりご請求申し上げますので、ご照合の上、下記の銀行口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

地方議員のための政策・条例立案のすすめ方～Q&A
で導く実務上の注意点～

請求金額	¥19,440
------	---------

請求明細

明 細	数 量	単 価	小 計	消 費 税	金 額
参加費	1	18,000	18,000	1,440	19,440
合 計					19,440

お支払期限: 平成29年08月01日
ご入金が期日に遅れる場合は、標記担当までご連絡ください。

取 引 銀 行
(下記よりお選びください)

[REDACTED] 銀行	[REDACTED] 銀行	普通 [REDACTED]
[REDACTED] 銀行	[REDACTED] 銀行	普通 [REDACTED]
[REDACTED] 銀行	[REDACTED] 銀行	普通 [REDACTED]

口座名義: ジャニオンエデュケーション
※お振込み手数料はお客様にてご負担ください。

連絡事項	102-2
------	-------

都道府県議会議員
市町村議会議員
各会派代表者
議会事務局長 殿

一般社団法人日本経営協会
関西本部長 山下裕和

【NOMA 行政管理講座(大阪)開催のご案内】

地方議員のための政策・条例立案のすすめ方

— Q&Aで導く実務上の注意点 —

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の政務活動費の受給に関する問題などから、地域住民が地方議会に向ける目は一層厳しくなっております。各議員が地域住民に寄り添い、地域の課題や問題を解決するための政策を検討することが、地方議会の存在感を強め、信頼を回復させることに繋がります。

本講座では、地域での問題抽出からテーマの設定、事務局や関係部署との調整を経て条例の提案を行うまでの、政策立案と条例制定の一連の流れを解説いたします。その上で、議員提案条例の実例を交えながら、地域住民にとって必要な条例とは何かを検討し、条例を作る上で重要となる条例の構造や法令用語、実務上のテクニックを学んでいただきます。

公務ご多用の折とは存じますが、この機会に関係各位のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：平成29年8月2日(水) 9:30~16:30
会 場：本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内
講 師：元衆議院法制局参事 吉田 利宏氏

参加料: (負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	18,000円	1,440円	19,440円
一 般(1名)	20,000円	1,600円	21,600円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前~前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)は致しておりません。)

ホテル名	宿泊料(シングル)	交 通	ホテル電話
リーガ中之島イン	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お申込み
お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：田中)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月~金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

102-3

〈会場案内図〉



影大阪方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄四つ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩6分
電新大阪方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩6分
田なんば方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄四つ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩5分
▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩8分

▶プログラム◀

1. 条例の制定過程

- (1) 首長提案条例のしくみ
- (2) 議員提案条例の方法と手続
 - <質問>
 - Q. 議員提案条例の方法にはどのようなものがありますか？
 - Q. 議員提案条例でもパブリックコメントは必要ですか？
 - Q. どのような条例が議員提案にふさわしいですか？
 - Q. 予算が伴う条例案は提案できないというのは本当ですか？

2. 地域での問題抽出と求められる対応方法

- (1) 政策サイクルの回し方
 - Q. 住民の意見をどのように聴き、どのように反映したらいいですか？
- (2) 行政監視から政策立案へ
 - Q. 住民の意見を聴いて議会はどのようなことをすべきですか？

3. 議員提案条例の実例

- (1) 制定プロセスの検証
 - Q. 議員提案条例がスムーズになるしくみはありませんか？
- (2) 条例内容の確定
 - Q. どのようにして条例の内容を固めればいいですか？

(3) 実例研究 I (政策条例)

がん対策推進条例、歯科口腔保健推進条例、中小企業振興条例、読書推進条例などのポイント

(4) 実例研究 II (議会関係条例)

通年会期条例、倫理条例、政務活動費条例などの動き

4. 条例作りに強くなる

(1) 執行部の例規・議会の例規

Q. 例規にはどんな種類と特徴があるのですか？

(2) 条例の構造と主な法令用語

(3) 調査の技術

Q. 執行部を頼らずどのようにしたら必要な情報を調査できますか？

【講師紹介】

元衆議院法制局参事 吉田 利宏氏

1963年神戸市生まれ。早稲田大学法学部卒業後、衆議院法制局に入局。15年にわたり、議員立法や修正案の立案に参画する。現在、著述業の傍ら自治体の各種委員などを務める。議会事務局実務研究会の呼び掛け人でもある。

主な著書：『地方議会のズレの構造』（三省堂）、『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術（第3版）』『元法制局キャリアが教える 法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方』（ダイヤモンド社）、『政策立案者のための条例づくり入門』（共著・学陽書房）など多数。「議員NAVI Plus」（第一法規）に「議会コンシェルジュ」を連載中。

(3)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部（田中）宛（この面をそのままFAXして下さい。）

NOMA 「地方議員のための政策・条例立案のすすめ方」講座参加申込書(7856)		H29. 8/2
(フリガナ) 団体名	芦屋市議会	
所在地	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号	
(フリガナ) 参加者氏名	会派・党派	在職年数
(フリガナ) ヤマダ ミチ子		年 月
(フリガナ) 山田みち子		年 月
(フリガナ)		年 月
TEL 0797 (31) 2121 (内線)		13
FAX 0797 (38) 2039		
・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 通帳欄 <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他		
・参加料 <input type="checkbox"/> 会員（1名）19,440円 <input type="checkbox"/> 一般（1名）21,600円		
所 属		102-4
ご連絡担当者		山田みち子

今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。②がご不要の場合は□にチェックしてください。・・・□不要
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内

政務活動費領収書等貼付用紙

畑中俊彦

整理番号	104		
支出年月日	平成 29 年 7 月 20 日		
支出項目	調査研究費	研修費	広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)			
支出内容 (按分の計算方法)	通信費	14,600 068	円×1/2 上限5,000円
その他			

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

支払証明書

発行日付：2018年05月08日

ソフトバンク株式会社

請求先氏名	畑中 俊彦
請求先住所	〒 [REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	[REDACTED]

お客様電話番号等（2018年05月08日 現在）

01. [REDACTED] 02. [REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2018年03月	15,708	15,708	15,708	(895)	(0)	2018年03月20日
2018年02月	14,036	14,036	14,036	(771)	(0)	2018年02月20日
2018年01月	14,091	14,091	14,091	(775)	(0)	2018年01月20日
2017年12月	14,067	14,067	14,067	(773)	(0)	2017年12月20日
2017年11月	20,649	20,649	20,649	(774)	(0)	2017年11月20日
2017年10月	14,275	14,275	14,275	(788)	(0)	2017年10月20日
2017年09月	14,148	14,148	14,148	(779)	(0)	2017年09月20日
2017年08月	14,084	14,084	14,084	(774)	(0)	2017年08月20日
2017年07月	14,068	14,068	14,068	(773)	(0)	2017年07月20日
2017年06月	14,101	14,101	14,101	(776)	(0)	2017年06月20日
2017年05月	23,471	23,471	23,471	(814)	(0)	2017年05月20日
2017年04月	14,191	14,191	14,191	(782)	(0)	2017年04月20日
合計			186,889	(9,474)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

お問い合わせ先

ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から 157 (無料)
一般電話から 0800-919-0157 (無料)

104-2

政務活動費領収書等貼付用紙

畑中俊彦

整理番号	105
支出年月日	平成 29 年 7 月 20 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	

領 収 証

畑中としひこ様

平成29年7月20日

¥20,000

但 政務・調査活動および政策提案の補助費

平成29年7月20日 上記正に領収いたしました



支出内容 (按分の計算方法)	政務活動補助・PRアドバイザー契約費 20,000円
その他	

- ※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。
- ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップまたはホッチキスでとめてください。
- ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	106
支出年月日	平成 29年 7月 21日
支出項目	調査研究費 (研修費) 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p>領収証</p> <p style="text-align: right;">2017年7月21日</p> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">松木 様</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0;">¥1,500.-</p> <p>第104回近畿市民派議員交流・学習会 参加費</p> <p style="margin-top: 20px;">近畿市民派議員交流・学習会 第104回幹事 </p> <p style="margin-top: 10px;">豊中市 以楽 啓</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	1,500円
その他	

松木

政務活動費領収書等貼付用紙

岩岡 りょうすけ

整理番号	107
支出年月日	平成 29 年 7 月 21 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	通信費 11,217 上限 5,000円
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]
Billing number

発行日 2017年 7月 21日

請求月 2017年 7月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
[Redacted]	* * ご契約期間 7年 6ヶ月 * *		
	基本料 通話定額基本料 6月11日～ 7月10日]	4,200	8%
	割引 スマ放題 専用2年契約	-1,500	8%
	通話料 通話定額基本料 対象外通話	0	8%
	定額料 データ定額 20GB	6,000	8%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 9727Pkt	0	8%
	通信料 PCダイレクト@0円 23426Pkt	0	8%
	通信料 4GLTEPCダイレクト@0円 163696084Pkt (通信量合計 163729237Pkt [19.52GB])	0	8%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	6	8%
	通話料 通信サービス [0570等]	40	8%
	月額料 ウェブ使用料 (1)	300	8%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	8%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	8%
	月額料 あんしん保証パック (i) プラス	750	8%
	利用料 機種変更先取りプログラム	300	対象外
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (デジタルコンテンツ等) ご利用分	540	内 税
	割引 月月割 (割引額は2,825円 (税込) です)	-2,616	8%
	割引 機種変更下取りプログラム (機種変更下取りプログラム 割引残金額 合計 16500円)	-1,100	対象外
	端末代 分割支払金/賦払金	4,295	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	8%
	小計	11,217	
	合計	20,863	
	内課税対象額 (8%)	13,468	
	内課税対象額 計	13,468	
	消費税等 (8%)	1,077	
	消費税等 計	1,077	
	ご請求金額	21,940	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公共電話、緊急通報) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。 (1 / 1頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容画面よりご確認ください。

※保険料相当額をお支払いの際は、「内税」と表記される場合がございますが、非課税で計算されておりますのでご了承ください。

政務活動費支出証明書

整理番号	108
支出金額	¥960円
支出項目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
支出年月日	平成 29年 7月 21日
支出先	住所 JR西日本、大阪地下鉄 氏名
支出事由	研修会参加 往復交通費 芦屋駅～大阪駅 大阪駅～本町
領収書を徴することができない理由	近距離 ICカード使用
<p>上記のとおり支出したことを証明する。</p> <p>平成 29年 7月 21日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 あしや真政会</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 福井 美奈子 </p> <p style="text-align: right;">経 理 責 任 者 畑中 俊彦 </p>	

7/21

芦屋(東海道本線)→大阪府大阪市西区靱本町1丁目8-4 2017年07月21日09:45到着

09:00発→09:36着 36分(乗車16分)

乗換: 1回 20.9km

IC優先: 480円 定期券 通勤: 1か月 16,480円 / 3か月 46,980円 / 6か月 83,570円

09:00	発	芦屋(東海道本線)	乗車位置: 前/中/後[4両] 前/中/後[6両] 前/中/後[8両] 前/中/後[12両]	
2駅		JR神戸線新快速・敦賀行 1番線発→8番線着		300円
09:15着 09:18発		大阪		
		徒歩		
09:22着 09:25発		西梅田		
		大阪市営四つ橋線・住之江公園行 1・2番線発→1番線着		180円
09:26着 09:32発		肥後橋		
		徒歩4分 出口: 7		
09:36	着	大阪府大阪市西区靱本町1丁目8-4		① 本所 招待費 2200円



セミナー/政務活動費の適正な支出と活用法 10:00~16:00
一般社団法人 日本経営協会 関西本部 大阪科学技術センタービル5階

$$(2000 + 180) \times 2 = 9600$$

印	印	印	印	印
---	---	---	---	---

都道府県議会議員
市町村議会議員 殿
各会派代表者
議会事務局長

一般社団法人 日本経営協会
関西本部長 山下 裕和

【NOMA 行政管理講座(大阪)開催のご案内】

政務活動費の適正な支出と活用法

— 用途の適正化、透明性向上のポイントを解説 —

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、政務活動費の受給における問題が数多く発覚しており、世間やマスコミから、その運用実態に対して厳しい批判の目が向けられるようになっております。政務活動費はルールが不明確な部分もあり、実際に政務活動を行う地方議会議員の方々にとっては、申請が適切か不適切かの判断が難しいケースも少なくありません。

本講座では、政務活動費制度の支出に対する基本的な考え方を解説し、今後の活用のあり方や活用手法について学んでいただきます。また、最近の事例を交えながら、不適切な支出や、活用の際に疑問視されかねない支出例についても具体的に解説いたします。

公務ご多用の折とは存じますが、この機会に関係各位のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：平成29年7月21日(金) 10:00~16:00
会 場：本会専用教室 (大阪市西区鞠本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内)
講 師：三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖 秀宣 氏
たか おさ ひでのぶ
議会事務局研究会 共同代表

参加料 (負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	18,000円	1,440円	19,440円
一 般(1名)	20,000円	1,600円	21,600円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

参 加 料 払 込 方 法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を送信ご担当宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

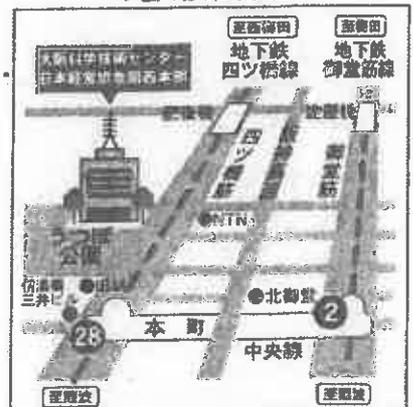
キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)は致しておりません。)

ホテル名	宿泊料 (シングル)	交 通	ホテル電話
リーガ中之島イン	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お申込み お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：田中)
〒550-0004 大阪市西区鞠本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 108-3
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL http://www.noma.or.jp
(※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



大阪方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄四つ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩5分
▶ 新大阪方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩8分
▶ なんば方面よりお越しの場合
▶ 地下鉄四つ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩5分
▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩8分

1. 政務活動費とは何か？

- (1)「第二の報酬」といわれるのはなぜか？
- (2)「調査研究その他の活動に資するため」の意味
- (3)政務調査費と政務活動費の対象経費

2. 政務調査費の法的性質

- (1)贈与の法的性質
- (2)法的な対価関係と用途の制限

3. 政務調査費から政務活動費へ

- (1)地方自治法改正の経緯
- (2)政務調査費と政務活動費の異同
- (3)政務活動費への転換による議会・議員活動の拡大
・「その他の活動」の意義と具体的範囲 等

4. 政務活動費公布条例・規程の制定

- (1)議会3団体の「条例」の例
- (2)独自基準の策定
- (3)具体的な問題点の例示
・「猫の飼育法」等を記した書類は資料として扱えるか？
・秘書業務の委託費として支出している費用は人件費か？

5. 政務調査費に関する判例

- ～判例による事例検討
- (1)会議費…会場費、飲料代、菓子代、弁当代、酒食代
- (2)PC、カメラ、液晶プロジェクト等の耐久消費財
- (3)大学等の学費
- (4)花等の装飾代 等

6. 政務活動費の現状と課題

- (1)団体別支給額・支給状況
- (2)課題～後払い方式、効果判定、情報公開の徹底

7. 政務活動費の見える化～用途の透明性の確保

- (1)領収書の公開
～インターネット、窓口等それぞれの現状と効果
- (2)領収書の添付義務の強化

8. 政務活動費と政策立案

9. 不適切な支出項目

- (1)旅費（交通費・宿泊費）関係
- (2)飲食費（昼食・夕食）
- (3)茶菓代 (5)人件費
- (4)新聞購読料 (6)事務所費

10. 今後の政務活動費のあり方

- (1)法制度（条例）上の改善点
・交付対象、交付額の見直し
・議長の調査権の実効性確保
・収支報告書の添付書類の見直し等

(2)新聞報道による政務活動費チェック

新聞視されかねない支出例

- ・外車（高級車）のリース代
- ・事務所の雪下ろし代 ・コンサート入場券
- ・大量のパソコン・関連機器代 等

政務調査費に関する判例の懸念

- ・研修、視察費 ・土産代 ・払込手数料
- ・事務所費 ・人件費 ・携帯電話代
- ・自動車関連
(ガソリン代、高速代、保険料 等) 等

【講師紹介】

議会事務局研究会共同代表
三重県地方自治研究センター上席研究員
(元)三重県議会事務局次長

たかおき ひでのぶ
高沖 秀宣氏

京都大学法学部卒業後、三重県庁に入庁。議会事務局では、政務調査課長、企画法務課長、総務課長、次長を歴任。平成18年には都道府県初の三重県議会基本条例の策定事務を担当。平成26年1月、議会事務局研究会共同代表。平成26年4月、三重県地方自治研究センター上席研究員。

日本自治学会、自治体学会所属。著書に(単著)「『二元代表制』に惹かれて」(公人の友社 2013年)、(編著)「先進事例でよくわかる議会事務局はここまでできる!!」(学陽書房 2016年)がある。

(3)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部(田中)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA		「政務活動費の適正な支出と活用法」講座参加申込書(7848)		H29. 7/21
(フリガナ) 団体名	草屋市議会			TEL 0797(03)2121(4573)
所在地	〒659-8501 草屋市精道1丁目7番6号			FAX 0797(08)2039
(フリガナ) 参加者氏名	会派・党派	在職年数	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込 (信用金庫) <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他	
(フリガナ) セマタミ子	おゆ集政会	10年	・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 19,440円 <input checked="" type="checkbox"/> 一般(1名) 21,600円	
(フリガナ) 山田みづ子		年月	所 属	
(フリガナ)		年月	ご連絡担当者 山田みづ子	

今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。②がご不要の場合は□にチェックしてください。□不要
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内

108-4

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	109
支出年月日	平成 27 年 7 月 21 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	
支出内容 (按分の計算方法)	上限 5,000 -
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

支払証明書

発行日付：2018年05月10日

ソフトバンク株式会社

請求先氏名	福井 利道
請求先住所	〒 [REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	6045082420

お客様電話番号等（2018年05月10日 現在）

01 [REDACTED] 02 [REDACTED] 03 [REDACTED] 04 [REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2017年10月	40,922	40,922	40,922	(1,110)	(0)	2017年10月10日
2017年09月	44,046	44,046	44,046	(1,074)	(0)	2017年09月10日
2017年08月	39,565	39,565	39,565	(1,369)	(0)	2017年08月10日
2017年07月	35,627	35,627	35,627	(1,494)	(0)	2017年07月10日
2017年06月	37,419	37,419	37,419	(2,152)	(0)	2017年06月10日
2017年05月	24,913	24,913	24,913	(2,302)	(0)	2017年05月10日
2017年04月	25,352	25,352	25,352	(1,451)	(0)	2017年04月10日

合計 247,844 (10,952) (0)

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

お問い合わせ先

ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から 157 (無料)
一般電話から 0800-919-0157 (無料)

109-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	110									
支出年月日	平成 29 年 7 月 22 日									
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費									
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)										
 <div style="background-color: #555; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block; margin: 5px 0;">週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="font-size: 1.5em;">山 田 美 智 子 様</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: 1.5em;">¥ 600</p> </div> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">週刊・新社会</td> <td style="width: 20%;">7 月分</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">¥ 600</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td>月分</td> <td style="text-align: right;">¥</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>2017年7月22日 領出</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px; font-size: 1.5em;"> <p>¥ 600. -</p> </div>		週刊・新社会	7 月分	¥ 600	郵送料	月分	¥	その他		¥
週刊・新社会	7 月分	¥ 600								
郵送料	月分	¥								
その他		¥								
支出内容 (按分の計算方法)	週刊 新社会 7月分									
その他										

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

山田

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	111	
支出年月日	平成 27 年 7 月 24 日	
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)		
<p>SS検索: http://usami-wap.com 宇佐美HP: http://usami-net.com</p> <p>領収書 347315</p> <p>宇佐美山給法所 TEL 0797-54-0122 宇佐美エナジー 本社 大坂府大阪市淀川区塚本3-4-4</p> <p>売上 2017年 7月24日 08:38 現金フリー 手 レギュラーガソリン P-6(内) 5.55L 0135.0 748円 (取扱 0125.0) 01200.00</p> <p>合計 749円 (内、消費税等(8.00%) 55円)</p> <p>約款 1万円: 9,251円 5千円: 4,251円 1千円: 251円</p> <p>伝No: 担当 約款</p> <p>※ 本署保管上のお願い 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。</p>		
支出内容 (按分の計算方法)	¥749-	1/2
その他		¥375-

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	112
支出年月日	平成 29年 7月 24日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">西宮西</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">領 収 書</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">No. XXXXXXXXXX</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">2017年07月24日</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">車番 293</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">運賃 1480円</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">計 1480円</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">(お忘れ物や、お気付きのことがございましたら、下記までお申し出願います。)</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">西宮市鳴尾浜1丁目1番地の12</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">阪神タクシー株式会社</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">電話 西宮(0798)46-6021</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">タクシーのご用命は</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">0570-0250-84</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: left;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">¥1,480.-</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	西宮西部処理センター～芦屋市役所 片道
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

1110

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	113
支出年月日	平成 29年 7月 24日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="text-align: center;"> <p>西宮市、芦屋市との連携 広聴化検討事務局委託 (芦屋事務所) 協賛 西部総合処理センター</p> <h3>領 収 書</h3> <p>2017年07月24日 車番 224 運賃 1480円</p> <p>計 1480円</p> <p>(お忘れ物や、お気付きのことがございましたら、下記までお申し出願います。) 西宮市鳴尾浜1丁目1番地の12 阪神タクシー株式会社 電話 西宮(0798)46-6021 タクシーのご用命は 0570-0250-84</p> </div>	
<p><u>¥ 1, 4 8 0. -</u></p>	
支出内容 (按分の計算方法)	芦屋市役所から西宮市西部総合処理センター 片道
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

117

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	114
支出年月日	平成 29年 7月 25日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 証

平成 29年 7月 25日

山田 みち子 様

¥ 340 -

但 学保誌代金として (7月号)

上記正に領収いたしました

芦屋市学童保育保護者連絡会

¥ 340. -

支出内容 (按分の計算方法)	書籍代学童保育誌 7月号 請求書はありません。
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

11.14

政務活動費領収書等貼付用紙

あしや真政会

整理番号	115 133
支出年月日	平成 29年 7月 25日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 証

あしや真政会 様

No. _____

金額

¥ 20,000

但 政務活動補助

平成 29年 7月 25日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

神奈川県横浜市神奈川区小比呂3-3-24 たいやき屋あしや 2017

有限会社 企 画 舎
 代表取締役 加 藤 雄 一

領収証 No. ●

支出内容 (按分の計算方法)	政務活動補助費 20,000円
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	45 116
支出年月日	平成 29年 7月 26日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

ENEOS

納品書(領収書)

2017年07月26日 14:20

利用
[不明]様

車両番号 実車番
0026 00

レギュラー P-02
38.76L

129円 ¥5,000

合計 ¥5,000

(内消費税等(8.00%) ¥370)

プリカ支払 ¥5,000

引落前残高 ¥5,000

引落後残高 ¥0

カードID

有効期限 2018/07/26

端末処理番号

トランザクションID

取引日付 2017/07/26

朝日石油株式会社

DD芦屋セントラルSS

兵庫県 芦屋市竹園町1-25

TEL:0797-32-1024 SS-201956

2017/07/26

支出内容
(按分の計算方法)

$$5,000 \times \frac{1}{2} =$$

2,500円

その他

取手

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	#6 117																	
支出年月日	平成 29年 7月 26日																	
支出項目	調査研究費 研修費 (広報費) 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用明細 <small>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 印刷のご案内もあわせてごらんください。</small></p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p>お振込</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥136,080</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥432</td> </tr> <tr> <td>お取引後残高</td> <td style="text-align: right;">¥55,024</td> </tr> </table> <p>お受取人は XXXXXXXXXX</p> <p>当座 カ)コクサイインサツシユツハ ンケンキユウシヨ 様 お振込人は マツキ ヨシアキ 様</p> <p>お取扱日29. 7. 26 電信振込</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">領収書</p> <p style="font-size: 1.5em;">松本 義昭 様</p> <p style="font-size: 1.5em;">金額 ¥136,080</p> <p style="font-size: 1.2em;">上記の金額正に領収いたしました。但し</p> <p style="font-size: 1.2em;">7/24 入金済</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支店</td> <td>年月日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2" style="font-size: 0.8em;">印紙税申告納 付につき配町 税務課承認済</td> </tr> <tr> <td>〒</td> <td>29. 7. 26</td> <td>09:12</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2">0705</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">三井住友銀行</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">Culture & Communication</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">国際印刷出版研究所</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06(6551)6854 FAX 06(6551)1259</p> </div>		お振込金額	¥136,080	振込手数料	¥432	お取引後残高	¥55,024	支店	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき配町 税務課承認済	〒	29. 7. 26	09:12	口座番号	0705		
お振込金額	¥136,080																	
振込手数料	¥432																	
お取引後残高	¥55,024																	
支店	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき配町 税務課承認済															
〒	29. 7. 26	09:12																
口座番号	0705																	
支出内容 (按分の計算方法)	136,080 × 0.85 = 115,668円																	
その他																		

松本



まつきよしあき市会活動報告

No. 171

平成29年夏季号

(あしや真政会)

〒659-0031 兵庫県芦屋市新浜町2-1-606

TEL・FAX. (0797) 32-8309

三会派の議員十四人で幼稚園・保育所の統廃合案で申し入れました

去る二月に市は、市立幼稚園と保育所の統廃合案を示しましたが、唐突感はありませんし、更に検討を加える必要がありました。そこで五月に私を含めて十四人の議員が市長や教育長に対して計画の修正を申し入れました。内容は幼稚園を認定こども園とすることや保育所の民間移管について同時期とすること、また、公園内に保育所を開設する制度や空き家の活用などです。これに対して市は、六月議会まで

(1) 山手園域における保育定員の確保について

駐車場、スクールゾーンなどの課題解決を検討し、市立朝日ヶ丘幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する(平成33年4月開園)

(2) 市立打出保育所の民間移管について

民間移管の時期を平成34年4月に変更する

(3) 西蔵町市営住宅跡地の市立幼保連携型認定こども園について

定員規模は、市立伊勢幼稚園跡地への私立幼保連携型認定こども園の誘致の検討を含め縮小を検討する。ことなどを明らかにしました。今後は、統廃合に伴う条例の改正案を議会へ提出する予定です。

ひとり親世帯の保育料が下がりました

芦屋市のひとり親世帯は三月末現在で、母子家庭が703世帯、父子家庭が35世帯となっていて年々増加しています。また、ひとり親世帯の平均年収は、他の世帯に比べて低い水準となっており、特に母子家庭の中には、平均年収の半分以下の水準で家計のやりくりをしている世帯もあるなど経済的に大変厳しい状況におかれています。子どもについても親との離別により、精神面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られるなど、特有の悩みを抱えています。

そこで市では、このようなひとり親家庭を支援するため、四月一日から幼稚園や保育所の保育料を引き下げることになりました。

・詳細については、こども健康部子育て推進課(TEL31・21221内線2541)まで

夏休み期間中、精道幼稚園で学童保育の待機児童の受け入れが行なわれます

昨年度から学童保育で4年生()の受け入れが始まりました。しかし、入りたく

ても入れない待機児童がおり、この子供たちは、夏休み期間中は学校の授業がなく、保護者は日中仕事のために不在です。このため保護者の間から学童保育を実施してほしいとの要望が市に寄せられていました。これを受け市では、今年度の夏休み期間に限り精道幼稚園の空き教室を利用して学童保育を実施することになりました。

・開設期間 7月20日～8月31日

・開設時間 午前8時～午前5時(延長の場合、午後7時まで)

・開設場所 精道幼稚園(川西町)

・定員 35人

・対象児童 学童保育の待機児童

・詳細については教育委員会青少年育成課(TEL31・21221内線3411)まで

朝日ヶ丘霊園に合葬式墓地ができます

2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、彼らが平均寿命を超える2040年前後には死亡者数が現在の3割増になると予測されています。日本は、かつて経験したことのない多死社会が到来します。こういう状況の中、近年では墓地に対する価値観の変化が生じ、同時に承継が困難になるという課題が顕在化しています。このことにより現在では、承継者が必要としない合葬式墓地といった納骨施設のニーズが高まってきています。

そこで市では、昨年8月に市民を対象にアンケート調査を実施しましたが、合葬式墓地が必要だという回答を寄せられた方が半数以上ありました。このことにより市では、平成33年度開設を目指して朝日ヶ丘町の霊園内に合葬式墓地を建設することになりました。

*合葬式墓地

管理者が合葬室とモニメント(玉石や樹木など)でひとつの大きなお墓を建設し、そこに骨壺から出して他の方々と一緒に納骨(共同埋葬)されます。なお、はじめは骨壺で10年や20年の一定期間安置し、その後に骨壺から出して納骨されるケースもあります。納骨後は遺骨を取り出すことはできません。ただし、安置期間中であれば遺骨を取り出すことは可能です。使用期限は永年で、承継は不要です。墓の管理は管理者が行ないます。使用料は一般的な墓地や納骨堂と比べると安価になります。

尚、安置期間中は維持管理費が別途かかる場合もあります。

詳細については市民生活部環境課(TEL31・21221内線2601)まで



六月議会が開催され私は 阪神水道企業団議員に選任されました

第二回定例会市議会が六月九日から三十日まで開催され、今回は議長を初め各常任委員会委員長などの議会の役職の選任がなされ、私は阪神水道企業団議員を担うことになりました。

阪神水道企業団は、阪神間5市（神戸、尼崎、西宮、芦屋、宝塚）で構成される水道供給事業を行なう団体で、議会が設置されていて、議員は各市の市会議員で構成されています。任期は原則1年です。

また、六月議会での一般質問には18人が登壇し、市長を初め当局と活発な議論が交わされました。私が行なった質問の内容を掲載しますので、ご意見をお寄せ下さい。

本市の生活保護の現状と課題について

質問

本市におけるここ数年の生活保護の被保護世帯数と保護率はどうなっているのか。保護率は全国平均及び阪神間各市と比べてどうなのか。また、若年者についてはどう理由によって受給者となっているのか。

答弁

平成28年度で505世帯、681人となっており、保護率は0.71%で、ちなみに今年の2月現在、全国平均が1.69%で、三田市を除く阪神各市は1%を超えている。また、若年者については平成28年度末で70世帯、107人で、うち就労可能な方は53人である。理由としては、解雇や主たる生計者である親族の死亡にともない、受給に至ったケースなどがある。

質問

生活保護受給者のうち、就労開始や稼働中の収入増によって生活保護が廃止となった件数は何件あったのか。また、本市における生活保護世帯に対する自立支援の状況はどうなっているのか。

一言

以前芦屋では、生活保護世帯が急激に増えていましたが、ここ数年は増えていません。逆に昨年度は一昨年度に比べて世帯数も被保護人数も減っています。これは、議会がケースワーカーの増員を求め、市が増員した結果、きめ細かな就労指導などが効果を発揮したものであると思われたい。

潮芦屋に郵便局ATMの設置を求める

質問

県企業庁では平成30年度に潮芦屋の分譲完了を予定している。人口は約六千人近くになり、滞在型ホテルも完成まじかとなっているが、未だに郵便局とATMがない。地元では設置を強く要望されている。いつになったら設置されるのか。

答弁

平成25年3月に、地元自治会、県企業庁、市議会および本市から、日本郵便およびゆうちょ銀行に要望書を提出したが、人口規模や地域の状況からみて設置困難との見解が示された。

その後も、当地区のまちづくりの進捗及び着実な人口増加の状況を踏まえ継続して要望を行なっている。

質問

設置基準が人口数を満たしていないとのことであるが、それでは一体いくらの人口があれば良いのか。

答弁

これまで設置基準などの明確な回答はないが、利用見込みも主な判断要素の一つだと聞いている。

質問

ATMについては、ダイエーのグルメシティが開店と同時に設置されている。

た。その次の店舗が開店したときもATMが設置された。閉店と同時になくなったが、その時の人口は復興住宅と戸建て住宅と合わせて2000人近くであった。したがってATMに関しては人口数を理由に設置できないというのは筋が通らないではないか。

答弁

ご指摘の件も踏まえ、本年5月にも県企業庁とともに、両社へ赴いたところであるが、設置への前向きな回答はなかった。今後も引き続き要望していく。

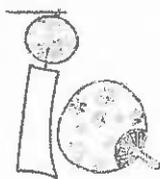
一言

潮芦屋には総合公園があり、結婚式場もあり、スパやスポーツクラブもあります。店舗のマルハチは終日、買い物客でにぎわっています。そのうえ間もなく滞在型ホテルや教育施設用地には認定子ども園もできます。涼風町の海岸は釣り人で混んでいます。そういう人たちも加えればものすごい人数になります。それと潮芦屋は県企業庁が開発しています。企業庁が土地の提供はもちろん建物を提供したうえで責任を持って郵便局やATMの設置を実現すべきだと思います。今後も粘り強く設置を求めていきます。

暑中お見舞い 申し上げます。

平成二十九年盛夏

市会議員 松木義昭



出前いたします

暮らしの相談室の出前注文をお待ちしています。

ご質問・ご要望など何でも結構！



●市役所

TEL 31-2121 内線 5131

●自宅

TEL / FAX 32-8309

●携帯

117 116-3

090-2193-8360

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	118
支出年月日	平成 29年 7月 26日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p>芦屋宝盛館</p> <p>〒105-8341 東京都港区赤坂1-11-8</p> <p>TEL 03(357)37-0151</p> <p>TEL 03(357)37-0152</p> <p>雑誌 週刊朝日 740円</p> <p>雑誌 “女性自身” 740円</p> <p>小計 1480円</p> <p>内税先 180円</p> <p>内税 70円</p> <p>計 1660円</p> <p>1頁 東京1058341</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>週刊朝日</p> <p>週刊女性自身</p> <p>820円</p> <p>金額 確認済</p> </div> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	820円
その他	

取付

政務活動費領収書等貼付用紙

岩岡 りょうすけ

整理番号	#119
支出年月日	平成 29 年 7 月 26 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 <p>ENEOS 納品書(領収書) 2017年07月26日 14:45 売上 Tカード会員 様 現金会員 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-02 32.00L 136円 ¥4,352 合計 ¥4,352 (内消費税等(8.00%) ¥322) 釣銭 10000-5648 5000-648 Tカード番号: ポイント:基本P 特別P 今回計 利用ポイント 利用可能ポイント 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ い。 朝日石油株式会社 DD 芦屋セントラルSS 兵庫県 芦屋市竹園町1-25 TEL:0797-32-1024 SS-201956 ポイントNo. 2017/07/26</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	燃料費 4,352 x 0.5 = 2,176円
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	119 20																
支出年月日	平成 29年 7月 26日																
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 40%;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">9/7 8/8</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">31</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">領収書</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">か=20117</p> </div> <div style="width: 55%; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">ご利用明細</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">本日はご利用いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お待ち帰りください。 ※画面上のご案内もあわせてごらんください。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">SMBC</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">☆☆お振込☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥50,000</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥432</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">お取引人は [銀行] 銀行 [支店] 支店</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">普通 # [口座番号] か)チホウキ"カイソク"ククソキ1ウツ"ヨ 様</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">お振込人は ヤマタ"ミチコ"様</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">お取扱日29. 7. 26 電信振込 (振込予約 29. 7. 27)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;">[印]</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">29</td> <td style="border: 1px solid black;">7</td> <td style="border: 1px solid black;">26</td> <td style="border: 1px solid black;">17:31</td> <td style="border: 1px solid black;">19339</td> <td style="border: 1px solid black;">[印]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">三井住友銀行</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">¥432. -</p> </div>		お振込金額	¥50,000	振込手数料	¥432	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	29	7	26	17:31	19339	[印]
お振込金額	¥50,000																
振込手数料	¥432																
[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]												
29	7	26	17:31	19339	[印]												
支出内容 (按分の計算方法)	セミナー 8月7日、8月8日 の振り込み料金																
その他																	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

18

整理番号	120121
支出年月日	平成 29 年 7 月 27 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	¥ 18,000.-
その他	

領 収 証

真政会 様 2017年7月27日

6000-

但 モ=7-費とい 6月分と7月分
上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)

11-1111111111

領 収 証

真政会 様 2017年7月27日

6000-

但 モ=7-費とい 6月分と7月分
上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)

11-1111111111

領 収 証

真政会 様 2017年7月27日

6000-

但 モ=7-費とい 6月分と7月分
上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)

11-1111111111

政務活動費領収書等貼付用紙

7d

整理番号	421122
支出年月日	平成 29 年 7 月 28 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
※画面上のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥27,000
振込手数料 ¥216

お振込先
[Redacted]
普通 振込 振
[Redacted] 様

お振込人は
ツセイカイ 様

お取扱日 29. 7. 28 電信振込

振込日	29. 7. 28	時刻	10:05	印紙税申告納 付につき監町 税務受承認済
振込元	[Redacted]	口座番号	9843	

三井住友銀行

HP管理料

支出内容 (按分の計算方法)	¥27,216-	90%	¥24,494-
その他			

政務活動費領収書等貼付用紙

岩岡 りょうすけ

整理番号	122 123
支出年月日	平成 29 年 7 月 30 日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	印局代 $151,200 \times 0.85 = 128,520$ 円
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

領収証

株式会社 共同印刷様

56 [Redacted]

現金	
小切手	
手形	
振込	
現金小計	11,510.00
計	

金額	7	1	5	1	0	0
----	---	---	---	---	---	---

① 11510.00 (内消費税 ¥ 1150.00)



平成 29 年 9 月 30 日



御見積額のご金額を限り厚く御礼申し上げます。
上記金額正に領収致しました。

領収証は発行日より3ヶ月以内有効です。

〒142-0041 東京都品川区品川5-27-1
株式会社 江一七印刷
〒03-5750-0911 (東京) 03-5750-0912 (品川)
〒03-5750-0913 (品川) 03-5750-0914 (品川)
〒03-5750-0915 (品川) 03-5750-0916 (品川)
〒03-5750-0917 (品川) 03-5750-0918 (品川)
〒03-5750-0919 (品川) 03-5750-0920 (品川)

123
122-2

○日台友好甲南議員訪問団を結成・訪台

私の母校である甲南高校OBの地方議員で日台友好議員団を結成しました。メンバーは畑中議長を団長とし、副団長に神戸市会の長瀬猛議員、鎌倉市議会議員で私の同級生である上島のりひろ議員と私です。5月半ばに訪台し、新北(390万人都市)市議会に表敬訪問をしました(写真は「陳文治 新北市議会副議長をお困みして」)。9月には新北市議会が当市議会に訪問される運びとなりました。



○子供の飛び出し注意表示の設置



兵庫県道路標示標識業協会の慈善活動として無償で「児童の飛び出し注意の標示」を学校園内に設置する事業を本市に推進致しました。西山幼稚園の正門前、打出浜小学校北側の歩道橋2箇所、計3箇所に設置されました。毎年中学校区規模で通学路の点検を行っているのでも調査、設置していただく方向です。

Report



台湾全軍人のトップ 中華民國國防部 參謀総長 李喜明閣下と



井生太郎 元内閣総理大臣と



芦屋市日台友好議員連盟にて



自民党滋賀県連青年局と意見交換会にて



自民党兵庫県連青年局遊説活動にて

岩岡りょうすけ市議会 NEWS

芦屋市議会議員 (発行) 事務所: 芦屋市東町3-14-105 TEL: 050-3706-1338 E-mail: waoka_riyo@gmail.com f: http://www.facebook.com/waoka.riyo/like



6月定例会が閉会しました!

6月定例会冒頭にて阪神淡路大震災を原因とした阪神間の議員任期のずれ問題を解消する為、次期議員・市長の任期を短縮(4年を3年10ヵ月に)する条例が全会一致で可決いたしました。以下に後述しますが、6月定例会では会派のメンバー増、委員長選任と嬉しい事がありました。4月に30代になり、一層邁進し励んで参ります!

あしや真政会が9名の会派となりました!

私が所属する会派「あしや真政会」が従前の8名に加え、山田みち子議員が入り、9名の会派となりました。芦屋市議会21議席のうち9議席を占める大会派となり、より政策を進めやすくなりました。その一方で、会派内外での議論をしっかりと行わなければ、間違った方向へと市政を押し進めてしまふ危険性もあります。最大会派として決して驕らず、兎の緒を締め直し、より活発な議論を行い、議会としての責務を果たして参ります。



総務常任委員長に選任されました!

6月定例会にて総務常任委員長に選任されました。芦屋市議会では市の仕事を3つの部門に分けた常任委員会があります。それぞれ民生文教常任委員会、建設公営企業常任委員会、総務常任委員会です。議員となり3年目。各年すべての委員会に所属させていたいただきました。総務常任委員会は主に企画部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会に関する事項及び他の委員会に属さない事項を審議します。今期芦屋市議会最年少と若輩ながらも適切な委員会運営に向けて取り組んで参ります。



(裏面へ)

3派で幼保のあり方についての申し入れ書を提出

5月17日付で「あしや真政会」、「公明党」、「日本維新の会」、山田みち子議員の連名で芦屋市の幼稚園・保育所のあり方についての申し入れ書を提出しました(5月17日発行 岩岡よりすけ市議会NEWS号外掲載)。市の返答として

- ① 山手圏域における保育定員の確保について
駐車場、スクールゾーン等の課題の解決を検討し、市立朝日ヶ丘幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する(平成33年4月開園)
- ② 市立打出保育所移管について時期を平成34年4月に変更する。
- ③ 西蔵町市営住宅跡地の市立幼保連携型認定こども園の定員規模については伊勢幼稚園跡地への私立幼保連携型認定こども園の誘致の検討を含め、縮小を検討する。の変更があります。また、上記の変更に加え、7月11日付で市立宮川幼稚園の運営の続行が行われるよう変更がありました。

被災調査

災害時のドローン活用について

芦屋市内において、奥池地区は芦屋市唯一の「孤立可能性集落」として指定されている。これまで奥池地区には長い間課題として抱えていた奥池のヘリポート問題があったが、我が会派の権井みな子議員が一般質問で取り上げ、平成27年度には奥池遊びの広場がヘリコプター臨時着陸場として兵庫県に登録された。大規模な緊急災害時、本格的な支援物資や資機材、救出救助についてはヘリコプターが必要不可欠であるが、災害発生直後には正確な被害情報を迅速に把握することが非常に重要である。そこで私はドローンの活用が大変有用だと考える。ドローンとは無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称である。さて、ドローン元年と言われた平成27年、新たな飛行ルールや罰則を盛り込んだ新空法を改正、強化してきたが、ドローンはさまざまな活用の可能性に注目され、一層の広がりを見せている。既に多数の自治体がドローンの活用を始めている。例えば兵庫県警もドローンを雑踏警備や災害救助に活用する方針が固まり、昨年、朝日ヶ丘町の県警察学校でドローンの操縦訓練を公開したというニュースが流れたことも記憶に新しい。姫路市消防でも昨年度2機購入し、導入をしている。芦屋市の両隣の自治体である神戸市・西宮市ではドローン運用事業者と災害協定を締結している。被災直後の被害状況の収集確認、軽微な支援物資、資機材の運搬、狭い場所での火災など足屋を踏み入れがたい状況下での収集確認・小型のガス探知機を装備したドローンでは市街地での家屋倒壊などの被災地での探索など人命救助につながることも、多岐に渡る活用方法を想定できる。芦屋市としてもドローンの活用をすべきと考え、いかがか?

前向きに検討!

(回答) 本市においても災害時のドローン活用は大変有効であると考えている。他市の事例を研究しながら、隣接市との協力も含めドローン運用事業者との災害協定も検討していく。

前向きな回答をいただきました。取り組みやすい民間事業者との災害協定だけでなく、自視しにくい場所のインフラ点検、広報など多岐にわたる活用方法もあつたので市で導入し、運用することも重要致しました。

外国人学校就学し、金申請時に有無の確認について

芦屋市においては今年度より朝鮮人学校就学補助から外国人学校就学補助へとその範囲を拡充した。これまで朝鮮人学校補助金廃止の方向で指摘してきたが、阪神7市のうち朝鮮人学校のみに補助している市と、外国人学校という形で枠を広げている市が芦屋市を除く6市が半分に別れるといった他市の状況、また芦屋市が国際文化住宅都市であることを鑑みれば、対象の拡充による整合性のとり方、また併せて今回新たに所得制限を設けたことは、一定の評価はする。今回は、就学義務についてテーマを絞り確認していきたい。

就学義務というのは日本国憲法第26条、教育基本法第5条に定められており、日本国民である保護者は子に小学校6年間、中学校3年間の普通教育を受けさせる義務である。外国人学校就学補助事業の交付金を受け取ることができる対象者は、芦屋市在住の外国人であり、外国人学校に在学する児童の保護者である。外国人には就学義務が課せられていないが、両親のどちらかが日本人であった場合、日本人の親に義務教育を受けさせる義務があり、子に普通教育、教育基本法で定められている一条校での教育を9年間受けさせなければならない。日本国民に対して、この就学義務が猶予又は免除される場合は、学校教育法第18条により、病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされている。就学免除の願い出のほとんどの事由が「重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受けられる機会が確保されていると認められる事由があるとき」である。つまり、一条校に通わず、私塾などと同様の各種学校に分類される外国人学校へ法的に通うには、①両親ともが外国人である②子が多重国籍を持ち、かつ日本国籍以外を有する外国人学校へからか日本である。かつ、子が重国籍者であった場合、就学免除の願い出なしに一条校ではない外国入学校へ通うことは違法である。重国籍者の子が通う場合の外国人学校就学補助の申請時には本市教育委員会への就学免除の願い出の有無を確認すべきだと考えが市としての見解はどうか。

実施!

(回答) 指通り、外国人学校就学補助金申請時には、就学免除の願い出の有無を確認していく。

芦屋市 外国人学校といえども、子に一条校へ通わせず、インターナショナルスクールへ通わせる保護者がいることも就学義務の問題で昨今問題となっております。これらの対策にも合わせて検討するように要望しました。

芦屋市職員互助会の在り方について

地方公共団体は、地方公務員法の規定により、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければならないことが定められている。芦屋市においては昭和38年施行の芦屋市職員厚生制度に関する条例に基づいて芦屋市職員互助会を設置している。平成17年及び平成18年の総務事務次官通知において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」とされている。平成28年度の県内市町互助会の平均公費負担率は34.1%。芦屋市の公費負担率は38.3%。次に公費を伴う給付事業項目についても民間の福利厚生なら到底考えられない内容である。住民の理解を得られるものとなるよう、適正に福利厚生事業を実施しなければいけない地方公共団体として、他市よりも見直しが遅れていると言わざるを得ない。公費負担率、給付項目だけではなく、平成27年度、市役所管内の職員だけが使えるカードリーダー購入費(6台分217万3392円)を本来なら互助会でも出費がなかつた。通常は互助会が得られるものとなるよう、年度に回す。地方公共団体が実施する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に事業を実施することが求められているが、互助会の在り方をどう考えるか。

(回答) 条例に基づいた負担率は他市との比較、本市の財政状況も加味しており、妥当であると考えているが各市町の状況などを常に点検している。給付事業においても社会情勢の変化などに基づいて見直しを行っており、今後も市民の理解を得られるよう見直ししていく。カードリーダーについては、老朽化の為、福利厚生の一環として庁舎北館改修の際に購入しており適切であると考えている。

条例では市長が互助会の監督をすることとなっております。公務員待遇にならないよう監督してほしいと指摘しました。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	#23 124				
支出年月日	平成 29年 7月 30日				
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;"> <p>領 収 証</p> <p style="font-size: 2em;">★700-</p> <p>① 貧困世代 氏人として (諸判引分)</p> <p>2017年 7月 30日 上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">租税公課</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>諸費税額等(%)</td><td></td></tr> </table> </div> <div style="text-align: right;"> <p>憲法を生かす阪神連絡会</p> <p>芦屋市親王塚町1-4-103</p> <p>ユニオンあしや内</p> <p>TEL 0797-23-8110</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; font-size: 1.5em;">¥700.-</p>		租税公課		諸費税額等(%)	
租税公課					
諸費税額等(%)					
支出内容 (按分の計算方法)	書籍代 貧困世代 請求書はありません。				
その他					

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

山田

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	124125
支出年月日	平成 29 年 7 月 3 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	823 円
その他	

松本

東村啓一 印

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	125126
支出年月日	平成 29 年 7 月 31 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)

領 収 証

あしや真政会 御中 H29年 7 月 31 日

★ ￥20,000

但 オフィシャルサイト保守費平成29年7月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税込金額 ￥20,000

消費税額等 (8%)

〒 [REDACTED]

支出内容 (按分の計算方法)	オフィシャルサイト保守 20000 × 85% ¥17,000
その他	

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	#26 127
支出年月日	平成 29年 7月 31日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="text-align: center;"> <p>領 収 証</p> <p>山田みち子様 (H.29)年 7月 31日</p> <hr/> <p>★ 723207</p> <hr/> <p>但 全額引付 上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳 農産市大槻町4 書籍 甲陽書</p> <hr/> <p>税抜金額 消費税額等(%)</p> <hr/> <p>TEL (0797) 22-1640</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">¥ 2, 3 2 0 . -</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	週刊金曜日 7月分 二枚の請求書ありせん
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

127

請求書 H.29年7月20日 No. _____

芦屋市大科町4

三山田様 書籍 甲陽書房

下記のとおり御請求申し上げます TEL (0797) 22-1640

税込合計金額 ¥7,660. 税率 % 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
1	④ 全日 X			5,400.00	
2				2,260.00	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
合計					

コクヨ テ-1023

127
#26-2

(12/12)

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	129
支出年月日	平成 29年 7月 31日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 書

No. _____

あしや真政会 山田みち子 様

金 額

¥ 10,000.-

但 ホームページ管理料 平成29年7月分

2017年7月31日

上記正に領収いたしました



〒659-0072

芦屋市川西町 2-9

有限会社 ルーツカンパニー

TEL 0797-21-2788

¥10,000 × 50% = 5000.-

支出内容 (按分の計算方法)	HP 山田みち子の管理料 7月分
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

118

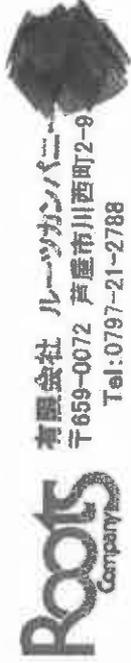
平成29年7月25日

請 求 書

あしや真政会 山田 みち子 様

下記のとおりご請求申し上げます

合計金額 ￥10,000.-



月日	品名	数量	単価	金額	備考
平成29年7月分	ホームページ管理料	1式	10,000	10,000	
合計				10,000	

銀行(普通) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇 (番号)
 口座名: (店) ルーツカンパニー 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
 お振り込みください

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	#29129																												
支出年月日	平成 29年 7月 31日																												
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																												
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																													
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <h3>領 収 証</h3> <p>金額</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>山田 215子 様</p> <p>No. _____</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">現金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">但 作業18冊配布代</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">小切手</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">H29年 7月 31日 上記正に領収いたしました</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p><u>¥93,045 × 90% = 83,740</u></p> </div>																						現金	但 作業18冊配布代	小切手	H29年 7月 31日 上記正に領収いたしました	手形		消費税額等(%)	
現金	但 作業18冊配布代																												
小切手	H29年 7月 31日 上記正に領収いたしました																												
手形																													
消費税額等(%)																													
支出内容 (按分の計算方法)	議会だより「あしたからの風」折り作業および配布代																												
その他																													

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。



あしたからの風

2017. 7

「あしたからの風」は、芦屋市議会議員 山田みち子の議会だよりです。芦屋市政や議会に関する疑問、ご意見、ご要望などお聞かせください。

新しい議会の体制

議長 畑中俊彦
副議長 湯山和也
阪水議員 松木善昭
監査委員 重村啓次郎

★総務常任委員会
委員長 岩岡りょうすけ
副委員長 前田展一
委員 山田みち子・重村啓次郎
湯山和也・中島かおり・森しずか

★民生文教常任委員会
委員長 平野貞雄
副委員長 寺前章文
委員 福井利道・長野良三
松木善昭・徳田直彦・長谷基弘

★建設常任委員会
委員長 大原裕樹
副委員長 中島健一
委員 福井美奈子・畑中俊彦
ひろせ久美子・いとうまい
田原俊彦

★議会運営委員会
委員長 福井美奈子

一般会計補正予算から



公設防火水槽の更新

50年以上経過している19基の防火水槽を調査したところ、川西運動場の防火水槽が、著しく劣化していたため、更新します。市債1千790万円、一般財源5千円。

学童保育

精道幼稚園施設を利用して委託により、「夏季休暇学級(ひまわり学級のぞみ)」を、主に待機児童を対象に開設します。

学校休業日における開会時間を、条例改正の後、夏季休暇より午前8時30分から8時の開始に変更することになりました。

(芦屋市学童保育保護者連絡会が、長年要望され、平成28年11月28日に付で、議会に出された請願(第9号)の採択の効果です。しかし、3月31日の開会については調整中で、来年の見直しになるようです。)

参考にするため、山田みち子が毎月読んでいる冊子です。



129
128-2

議員提出議案第17号 任勤
平成31年6月10日に大気が満了することとなる芦屋市議会の任期満了による選挙により選出される同議会の議員の任期を定めることについて

平成31年6月10日に任期が満了することとなる芦屋市議会の議員の任期満了の日は、平成35年4月30日とする。

阪神・淡路大震災から22年でようやく国会で特例法を成立させることが出来たのを受けて、6月9日本会議開会日に、全員一致で議決をしました。二年後の選挙で選ばれた芦屋市議会の議員の任期が特例法によって4年未満になります。

富田碎花旧居の整備について

琉球の香りが必ず 流れくる
芦屋の手後の 海からの風

富田碎花

富田碎花旧居のリニューアルとイベントの予定は大変嬉しいことでした。私は、富田碎花旧居のリニューアル前に、手入れが殆どなされていない状態に心を痛めていました。また、富田碎花旧居の耐震工事を数年前から、予算要求をしているのに予算がつかないという訴えも聞いていました。(主には、入口の門の瓦の一部分と、雨戸二か所の修理と、下水に関すること)

その後の調査で、私が、決算特別委員会で指摘した西側の雨戸は、くぎ打ちによって修理されていましたが、見学者が上がり降り、あるいは腰を掛けて庭を眺めて長い時間を過ごされるといふ場所の雨戸の修理は、なされていませんでした。管理人さんは、富田碎花を理解し、暮らしの中に自然を取り入れ、花を愛でていた富田碎花の追体験ができるようにと、お庭の手入れに工夫されておられました。

質問

管理計画と予算化の関係について、お伺いします。

市長答弁

この度の富田碎花旧居の整備は、耐震化等の必要な改修範囲を検討し予算化したもので、引き続き適切な保全と活用を図ってまいります。

質問

南側の雨戸の開け閉めに丸い木のお箸を器用に使っておられました。網戸もこのままでいいのかな?とも思いました。耐震工事と普通の管理に伴う修理費は性格が違うということも理解できず。しかし、耐震工事を進めると決定した後でも、明確に差別化する必要があったのか理解に苦しみます。リニューアルオープンにふさわしくない状況であったことは、間違いありません。何らかの配慮があったのか、システム上に問題があったのか、お伺いします。

教育長答弁

富田碎花旧居の整備につきまし

では、毎年度必要に応じて施設補修費を予算計上しております。平成27年度については、耐震工事補修工事に併せて関係者で協議の上、その他の施設補修も含めて予算化し、工事を行いました。雨戸については、現在、一部開け閉めができにくくなっており、網戸も含め対応してまいります。今後とも皆様に愛される旧居であるよう、施設の維持管理について、細心の注意を払ってまいります。



2回目からの展開

予算の組み方についての明確な答弁は避けられていましたが、基本的に、質問の目的は果たしているかと判断しました。

二回目からの質問では、社会教育部長とのやり取りになりました。資料の提示を申し出ていなかったもので、雨戸などが外れそうになっている現場の写真を手元に置きながら、詳しい説明を加えて、敷居が下がっている原因である礎石に言及し、バックヤードと考えられている裏庭も含めた対応をお願いして、質問を終えました。



市立芦屋病院について

地域包括ケアシステムというと、介護予防、居宅介護、介護保険事業に関心が集中するのは当然かもしれませんが、医療・看護など医療分野のかかわりも重要な支えであり課題だと思えます。在宅介護の問題点へのかかわりも見えてきます。医療と介護がシームレスにつながるために、しっかりとした医療基盤があることが必要だと思えます。芦屋市内における医療基盤の中心に、適正な料金で適正な内容の医療を提供する芦屋病院の存在が必要だと考えています。ひと昔前には、一般会計からの繰入金が大きく問題にされていましたが、少子超高齢化時代を迎え地域医療の確保の重要性が示されて来ています。市民の健康維持により、医療保険や介護保険料の抑制にまで視野を広げた市民サービスとしての医療に、一般会計を繰り入れるという意識も重要であると考えています。総務省は、繰り出し金額の積算基準を3種類示しています。

質問

芦屋病院への繰り出し積算方法について、お伺いします。

市長答弁

公営企業の独立採算の原則を踏まえつつ、総務省通知による繰り出し基準に基づき、対象経費の全てを繰り出していきます。繰り出し額は芦屋病院の実態に応じて、その対象となる各経費を積算しているとあります。芦屋病院は質の高い医療を提供する地域中核病院として必要な施設であり、引き続き経営状況を踏まえながら適切に支援してまいります。

質問

在宅医療について、芦屋病院の考え方、また、かかりつけ医との関係構築等の周辺事情についてお伺いします。

病院事業管理者

かかりつけ医との連携を密にし、安心して自宅生活がおくれるように後方支援病院の役割を担ってまいります。訪問看護認定看護師や社会福祉士等5名配置し、

早期在宅復帰に取り組んでおります。かかりつけ医との関係構築は情報共有等に努め、被紹介率が増加している等、関係構築できていると考えています。

質問

西宮市立中央病院と県立西宮病院の統合後展望について、「むこねっと」参加による効果、「芦っこメディカルリンク」の活用の現状についてお伺いします。

病院事業管理者

2病院統合後の情報はありますが、周産期ネットワークをはじめとした連携強化を更に進めてまいります。「むこねっと」参加により、阪神南北医療圏域に置いて円滑な診療による効果があつたと考えています。「芦っこメディカルリンク」については利用拡大に努めてまいります。

病院事業管理者

この度、芦屋病院の質問をするために、総務省の平成27年度地方公営企業年鑑統計資料「病院事業」の「経営主体別・規模別自治体病院数」一覧を手始めに様々な統計表を見て、大雑把ではありますが、全国の自治体病院の中で芦屋病院の把握を試みました。

また、自治体病院を評価する経営指標について、病院の財務状況は、医療体制を含めた経営の結果であるため、人的、物理的などの総合的な医療体制を改善が、経営改善に繋がるとも言えます。現実として、収益を改善させた病院は、医師研修に実績のある病院や医師の労働環境・待遇改善を行ってあります。以上の視点から多くの質問をさせていただきます。その中から選んでご報告します。

質問

芦屋病院は、医師の時間外勤務手当の欄が空欄になっています。兵庫県の病院をざっと見てみますと、時間外勤務手当を出しているところが大勢を占めています。しかし、宝塚市民病院、川西病院、三田市民病院等（10病院程）が、芦屋病院と同じく時間外を出していません。出していない理由について、お伺いします。

病院事業管理者

当院においては職員の構成上、支給対象となるものが元来少なく、平成27年度においては支給実績がなかったものであります。（名ばかり管理職ということもないと確認させていただきました。）

平成28年第1回診療報酬調査専門組織DPC評価分科会資料より作成された兵庫県内自治体病院機能評価係数Ⅱの表を、見てみますと、市立芦屋病院は、目群に属し、群内順位1161でした。この機能評価係数Ⅱの分析によって、医療提供力を上げ、結果として収益向上につながるというところのようです。

質問

機能評価係数Ⅱについての分析、機能評価係数Ⅱを上げるための努力、最近の診療報酬加算の状況、及び今後の加算取得についてお伺いします。

病院事業管理者

DPC制度は急性期病院における診療データを一定基準の基に根拠のあるデータとして集約可能となり、疾病ごとの検査などの医療資源投入量を病院ごとに把握することが可能になるもので、医療の標準化につながるものと考えられております。DPC係数には機能評価係数以外に、病院の基礎係数、施設基準、機能評価係数Ⅰ、暫定調整係数を加えた合計で構成されており、当院は平成29年6月現在1、27

57となっており、断らない救急で救急医療指数、血液・腫瘍内科の専門的医療による複雑性指数に於いて高い評価をいただいています。一般的に大病院に有利な指数においては低い数値になっていると分析しております。救急医療の充実の他、後発医薬品指数アップの見通しがあり90%を目指しています。加算取得については、地域医療支援病院の取得や7体1看護体制などにより、機能評価一も含めた機能評価係数全体での係数確保を進めてまいりたいと考えております。

質問
事務局の専門性の確保についてのお考えをお伺いします。

病院事業管理者

平成21年4月より地方公営企業法全部適用とし、人材確保に努めた現在、11名の医療専門事務職を採用（診療情報管理士2名診療報酬請求事務能力認定試験合格者2名）しており、今後必要な資格取得に向けた支援を行い複雑化する診療報酬に対応できるよう努めてまいります。

質問

累積欠損金が発生するのは、公営企業法に欠陥があるとの説があります。累積欠損金の考え方を伺います。

病院事業管理者

経営改善を進め、累積欠損金の増加を抑え、将来的には単年度収支を黒字化することで、その減少を目指す考えであります。

質問

院内開業による「耳鼻咽喉科」の設置について、H.Pでの募集以外に、どのような努力をされておられるのか、伺います。

病院事業管理者

問い合わせがあったものの実際の応募に繋がっておらず、兵庫医科大学の協力の下で応援医師による外来診療を行っています。今後も募集を行ってまいります。

質問

市内医院との連携を印象付ける病院HPの工夫をされてはどうでしょうか。お考えを伺います。

病院事業管理者

現在、地域連携に関する記載は医療関係者向けのページのみに掲載しているため、市民や患者の皆さんに広くお知らせできるような一般向けのページにも掲載してまいります。

6月15日発行の広報あしや臨時号では、お知らせがありました。

全国の自治体病院の状態を調査した結果、経営に真摯に向き合っておられることがよく解りました。独立法人化した自治体病院の動向はわかりにくく、比較することは出来ませんでした。しかし、民営化や、指定管理での結果は、裏目に出ていることが解りました。自治体病院が地域にあることで、医療費が抑えられるという傾向も、しっかり見て取れました。病院が多い阪神間で、芦屋病院を活用し支えるという考え方もあります。ご協力を！

第3回定例会は

9月4日から10月5日

一般質問は、13日から

15日の予定です。

編集後記 ☆ 豪雨被害から教えられることは、大気温度や海水温度の上昇による気候変動現象が、私たちの暮らしと連動してきたということです。暮らしの知恵を動かして生活スタイルを見直し、熱エネルギーの放出を抑えたいと思います。基本は、やはり衣食住ですが、都市設計というハードなまちづくりも重要だと思います。

☆ 芦屋市の政策の進め方に問題があるという声が、議会内外にあることは否めません。私は市民参画協働という言葉がなかったころから、市民とのパートナーシップを提唱し得意分野を生かしながらまちづくりに参画してきました。自立し、自律の下で対案との突合せを行う事例を作ってきましたし、他事例も見せていただきましたし、今も見えています。いくつかの萌芽もあるようです。為政者の政治的判断に寸鉄をうちこむ議会のあり方と、議員のあり方、覚悟のある市民や市民団体との連携、背景にある事象を見逃さず見据えて判断し、進みたいと思います。

発行：山田みち子 自宅〒659-0066 芦屋市大槻町3-8 TEL&FAX 0797-23-2066 携帯 090-6826-0098
所属会派：あしや真政会 Email:yamada.michiko@ashiya-council.jp HP: http://yamadamichiko.com

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	12年 130																											
支出年月日	平成 29年 7月 31日																											
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																											
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																												
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">山田 升子 様</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">No. _____</p> </div> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">¥2,745</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">但 作業代</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">129年 7月 31日</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">上記正に領収いたしました</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center; width: 10%; vertical-align: middle;">収入印紙</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">現 金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">小 切 手</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">手 形</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: center; font-size: 24px; margin-top: 20px;"> $\underline{¥2,745. -} \times 90\% = 2470 \text{円}$ </div>		金額	¥2,745	内 訳	但 作業代	129年 7月 31日	上記正に領収いたしました	収入印紙	現 金					小 切 手					手 形					消費税額等(%)				
金額	¥2,745																											
内 訳	但 作業代	129年 7月 31日	上記正に領収いたしました	収入印紙																								
現 金																												
小 切 手																												
手 形																												
消費税額等(%)																												
支出内容 (按分の計算方法)	作業代 「あしたからの風」 90%																											
その他																												

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

山田

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	130 131																																																
支出年月日	平成 29年 7月 31日																																																
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																																																
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																																																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <h3 style="text-align: center; margin: 0;">ご利用明細票</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>取扱番号</td> </tr> <tr> <td>29 07 07</td> <td>■■■■</td> <td>■■■■</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td colspan="2">■■■■</td> </tr> <tr> <td>払込口座</td> <td colspan="2">■■■■</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>¥3,000</td> <td>料金</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>振替受付票</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>払込みの証拠と</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>なるものですか</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>ら大切に保存し</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>て下さい。</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>料金には、消費</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>税等が含まれて</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>います。</td> </tr> <tr> <td>■■■■</td> <td></td> <td>(ゆうちょ銀行)</td> </tr> <tr> <td>記号番号</td> <td>11111</td> <td>111111111</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td></td> <td>44,665,490</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px; font-size: large; font-weight: bold;">¥3,000.-</p> </div>		お取扱日	店番	取扱番号	29 07 07	■■■■	■■■■	取扱店	■■■■		払込口座	■■■■		払込金額	¥3,000	料金	■■■■		振替受付票	■■■■		払込みの証拠と	■■■■		なるものですか	■■■■		ら大切に保存し	■■■■		て下さい。	■■■■		料金には、消費	■■■■		税等が含まれて	■■■■		います。	■■■■		(ゆうちょ銀行)	記号番号	11111	111111111	残高		44,665,490
お取扱日	店番	取扱番号																																															
29 07 07	■■■■	■■■■																																															
取扱店	■■■■																																																
払込口座	■■■■																																																
払込金額	¥3,000	料金																																															
■■■■		振替受付票																																															
■■■■		払込みの証拠と																																															
■■■■		なるものですか																																															
■■■■		ら大切に保存し																																															
■■■■		て下さい。																																															
■■■■		料金には、消費																																															
■■■■		税等が含まれて																																															
■■■■		います。																																															
■■■■		(ゆうちょ銀行)																																															
記号番号	11111	111111111																																															
残高		44,665,490																																															
支出内容 (按分の計算方法)	Rびんプロジェクト 会費 会費ごほういと 資料、及び情報が得られ(に)いたるため																																																
その他																																																	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

第216回(2017年6月)定例会

日時.....2017年6月22日(木)PM1:30~2:30 注意!いつもと時間帯が異なります
(同日PM3:00より同一場所にて大阪びんリユース推進協議会・総会開催)

場所.....シバタビル3F北側の部屋

(地下鉄堺筋線北浜駅⑥番出口歩道を南3筋目角生駒ビル前を西へ5軒目)

第214回定例会報告 開催日時=2017年4月19日(木) 場所=シバタビル

1. びんリユース推進全国協議会

- ・総会は5月29日に開催。
- ・意見交換の結果、Rびんプロジェクトからは福井が参加することを決定。

2. 平成28年度会計報告(柴田)

- ・別紙会計報告書のとおり報告。
- ・納入実績にもとづく会員名簿を検討。改めて、または新たに呼びかける余地ありと判断し、候補者リストアップする。

3. 大阪びんリユース推進協議会(福井)

- ・6月22日午後3時より総会開催。(次回定例会後、同一場所で)
- ・懇談会の話題提供は、東大阪市でのラグビーワールドカップに向けた取り組みについて、「東大阪のごみを考える市民の会」から報告していただくことを検討中。

4. 堺市での「茶々」取り扱い(福井)

- ・5月8日、福井・西村・松井で堺市を訪問。
- ・結局、堺市本庁全課への案内はされるものの、対外的広報等は行われないことになった。(市長の「会議等で飲料等は提供しないのが原則」を受けて)
- ・当面、庁内での「飲料を提供する場合の基準」づくりの推移を見守る。

5. 天神祭ごみゼロ大作戦実行委員会(岡見)

進捗状況について報告。

活動報告&予定

- ・5/19(金)5月例会
- ・5/26(金)天神祭ごみゼロ大作戦第2回実行委員会
- ・5/27(月)びんリユース推進全国協議会・総会
- ・6/4(日)第25回柏原市環境フェア(マイ箸でビー玉ゲーム実施)
- ・6/22(木)6月例会/大阪びんリユース推進協議会・総会

ひとこと

「天神祭ごみゼロ大作戦」

昨年度の調査を踏まえ、いよいよ実施です。
多くのボランティアの方々の参加と、経費が必要です。

大阪の、日本の誇り、伝統ある天神祭をより美しく、未来へ伝えて行くためにも

チラシを同封しています。

多くの方のご賛同ご協力を!お待ちしております!

どうかよろしくお願いいたします。

天神祭ごみゼロ大作戦2017

みんなの**寄付**で未来に誇れるお祭に！

目標金額：**300万**
募集期間：2017.7.25(月)

一口**1,000円**の
寄付で天神祭を
ごみゼロに！

複数口のご寄付も
大歓迎です。



エコステーションでの分別活動や リユース食器を活用して、ごみゼロを目指します！

天神祭は約130万人の参拝者数・約1200店舗の露店が立ち並ぶとともに、1000年以上の歴史を誇る日本最大級のお祭です。
この天神祭の期間に発生する「ごみ」はなんと約60トン。
散乱ごみの現状も深刻で、資源物も含めほとんどが焼却処理されています。
この現状を変えるために、分別回収拠点(エコステーション)を設置し、リユース食器を導入することで天神祭のごみゼロを目指します。
この取組みは、皆様のご寄付に支えられて初めて実施することができます。
大阪の誇り、天神祭を未来にも誇れる祭にするために、皆様のご協力をよろしくお願いします。

市民の力で世界に誇れるエコな天神祭へ 131 430-3

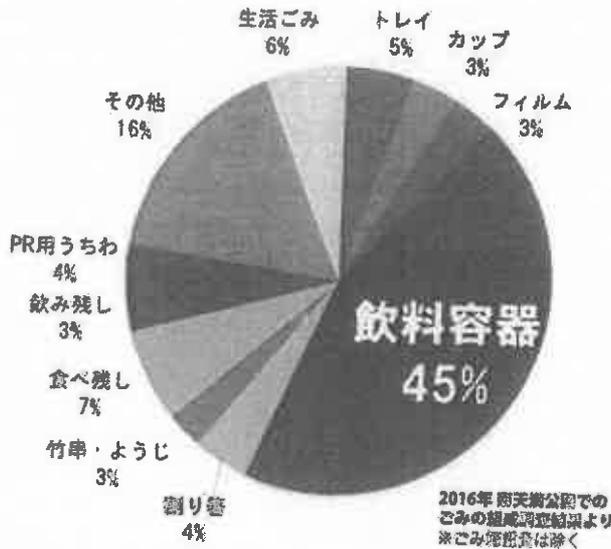
ご寄付は天神祭ごみゼロ大作戦実施のための「回収拠点設置費用」「ボランティア活動費用」などに充てられます。また、来年度エリア拡大のための「実施効果測定・報告費」「情報発信費」にも充てられます。



天神祭ごみゼロ大作戦実行委員会
大阪市／公益社団法人大阪府産業廃棄物協会／株式会社大恵
／大阪神農商業組合北支部／大阪市ボランティア・市民活動センター／社会福祉法人大阪ボランティア協会／天神橋筋商店連合会／なにわエコ会議／大阪府地球温暖化防止活動推進センター／NPO法人大阪府民環境会議／NPO法人ごみゼロネット大阪／大阪ごみ減量推進会議／大阪びんリユース推進協議会／Rびんプロジェクト／World Seed／NPO法人地域環境デザイン研究所ecotone

その1

分別回収の徹底で、多くを再資源化することが可能に。



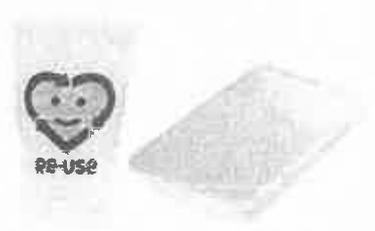
2016年、天神祭ごみ調査を実施。びん、缶、ペットボトルも燃やされている現状が... 天神祭で出ているごみの約4割が飲料容器であり33%がガラスびん5%がアルミ缶6%がペットボトルであることから分別の徹底により、多くを再資源化することが可能だと分かりました。



その2

リユース食器を導入して、そもそもごみの出ないお祭に。

ごみの元を絶つためのリユース食器。分別や回収を呼び掛けるエコステーションを導入。エコステーションではボランティアが常駐し、燃やすごみを減らすための分別の呼びかけや、ごみの元を断つためのリユース食器の回収を行います。



▼ご寄付の入金方法 **銀行振込** をお願い致します。(※恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。)

お振込先

大阪シティ信用金庫本店営業部 (普) 8116677
テンジンまつりゴミゼロダイサクセンジッコウインカイ

※領収書が必要な方は下記ご記入の上、FAX・Emailにてご提出をお願いします。
FAX:06-7632-4481 Email:info@tenjin-gomizero.jp

ご氏名	フリガナ
ご住所	〒
お電話番号	131 130-4

※いただいた個人情報は天神祭ごみゼロ大作戦実行委員会において適正に管理し、寄付のお手続等の連絡事項以外には一切使用いたしません。

クラウドファンディングに挑戦!



SNSを活用して、たくさんのひとたちに知って欲しい!
クラウドファンディングは、ネット上で気軽に寄付ができるシステムです。この活動を多くの方に知っていただき、ご支援いただくためにクラウドファンディングにも取り組んでいます。詳細はFacebookページをご確認ください。



■お問い合わせ先
天神祭ごみゼロ大作戦実行委員会
大阪市淀川区木川西1-4-20 サンフォレスト8F
(NPO法人 大阪府民環境会議内)
TEL: 06-6195-9868
FAX: 06-7632-4481
MAIL: info@tenjin-gomizero.jp

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	#132				
支出年月日	平成 29 年 7 月 31 日				
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)					
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">平成 29 年 7 月分 領収証</p> <p style="text-align: center;">山田 美智子 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">品名 朝日新聞</td> <td style="width: 10%;">数量 1</td> <td style="width: 15%;">金額 4037</td> <td style="width: 45%; text-align: right;">合計 4,037 円 (内本体 3,738円・消費税 299円)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">金額には消費税が含まれます。 上記金額等に領収印を捺印してください。</p> <p style="font-size: small;">No. [REDACTED]</p> <p style="font-size: small;">朝日新聞サービスアンカー ASA 戸籍部 東京都港区南青山 5-1-1 TEL (03) 22-4265 FAX (03) 22-6688</p> </div>		品名 朝日新聞	数量 1	金額 4037	合計 4,037 円 (内本体 3,738円・消費税 299円)
品名 朝日新聞	数量 1	金額 4037	合計 4,037 円 (内本体 3,738円・消費税 299円)		
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">¥ 4, 0 3 7. -</p>					
支出内容 (按分の計算方法)	朝日新聞 7月分				
その他					

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	132 133
支出年月日	平成 29 年 7 月 31 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

2017年07月分



領 収 証

No. [Redacted]

山田 みち子 様

銘 柄	部	金 額
神戸新聞セット	1	4,030
神戸新聞ネクスト	1	160
合 計		¥ 4,190

お知らせ

ご購入ありがとうございます。
お支払いに便利な、自動振替、クレジット払いもごさいます。
お申しつけください。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

神戸新聞芦屋南専売所

〒659-0065
芦屋市宮川町7番18号
TEL: 0797-32-5799

FAX: 0797-32-5799



¥ 4, 1 9 0. -

支出内容 (按分の計算方法)	神戸新聞セット¥4,030+神戸新聞ネクスト¥160 7月分
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。